

令和5年度

監査結果報告書

〔 随時監査（工事監査） 〕

鳥羽市監査委員

鳥 監 第 9 号
令和 6 年 3 月 5 日

鳥羽市長 中村欣一郎様
鳥羽市議会議長 河村孝様

鳥羽市監査委員 村林守
鳥羽市監査委員 木下順一

令和 5 年度監査の結果報告について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、同法同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

随時監査(工事監査)

1. 監査基準

地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。））第198条の4第1項の規定に基づき定められた鳥羽市監査基準（令和2年4月1日鳥羽市監査委員告示第2号）

2. 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による監査

3. 監査の対象

(1) 監査の対象

令和5年国災第70号市道南登り線道路災害復旧工事

(2) 監査の実施期間

書類審査、実地監査、技術士講評 : 令和6年1月26日（金）

調査結果報告書提出日 : 令和6年2月13日（火）

4. 監査の着眼点

該当工事における計画の妥当性と設計・契約・施工等の合規性、効率性、安全性を主眼とした。

5. 監査の実施内容

工事の担当者から説明を聴取するとともに現場を実査した。

なお、監査実施については、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人 大阪技術振興協会に技術士の派遣を求めて、書類審査及び現地監査を実施した。

6. 監査の結果

公益社団法人 大阪技術振興協会からの工事技術調査結果報告書は、別添のとおりであり、上記1から5までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、全体として工事は概ね良好に実施されているものと判断できるとの報告であった。

なお、技術士からの意見要望事項等については、十分留意するとともに、今後の工事執行にあたって適切な対応を講じるよう望むものである。

■ はじめに

本報告書は、鳥羽市施行の下記工事の技術調査結果をまとめたものである。

【工事名 令和5年国災第70号市道南登り線道路災害復旧工事】

当該工事の計画、設計、積算、入札・契約、特記仕様書、施工管理、施工計画書、監理監督、設計変更、及び現場施工等の各段階における技術的实施状況について調査を実施した。

なお、技術調査の評価区分を以下に記すが、調査内容については報告書の各段階の項目に記述しているので参照されたい。

【評価区分】

① 指 摘

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性、有効性を著しく欠く事項など、早急に改善措置を要する重大事項と認められるもの

② 注 意

指摘には至らないが、改善措置を図る必要があり、今後に向けて留意すべきもの

③ 意 見

比較的軽易な事項で、今後の工事又は業務の参考とすべきもの

工事名：令和5年国災第70号市道南登り線道路災害復旧工事

1. 工事説明者

建設課建設係 監督員（建設係長） 家田 喜浩
係員 天白 篤志

2. 工事概要

- 1) 工事場所 鳥羽市松尾町地内
- 2) 工事概要 令和5年国災第70号市道南登り線道路災害復旧工事
 - 工事延長 L= 24.0m
 - コンクリートブロック積工 A=109.9m²
 - 小口止工 N= 1基
 - 雑工（すり付け工） A= 8.7m²
 - 防護柵工 L= 27.0m
 - 舗装工 A= 78.8m²
 - 仮設工 N= 1式
 - 構造物撤去工 N= 1式
- 3) 入札方式 条件付一般競争入札
- 4) 工事受注者 有限会社 藤建設
- 5) 現場代理人 野村 大輔
- 6) 主任技術者 野村 大輔
- 7) 設計 建設課 直営
- 8) 工事監理 建設課 直営
- 9) 工事費 設計金額 ¥16,289,900円（消費税込み）
請負金額 ¥14,905,000円（消費税込み）
請負率 91.50%
- 10) 工事期間 令和5年10月25日～令和6年3月21日
- 11) 工事進捗状況 令和5年12月28日時点
計画進捗率 40% 実施進捗率 20%
- 12) 入札年月日 令和5年10月19日
- 13) 契約年月日 令和5年10月25日
- 14) 財源 国費66.7%、市費33.3%
- 15) 履行保証 東日本建設業保証株式会社
- 16) 工事監督員 建設課 建設係長 家田 喜浩

3. 総評

工事説明者より提示された工事関係書類に基づき技術調査を実施した。

工事監理に必要と思われる書類、記録等の保管状況はよく整理されており、疑問点は関係者に質問するとともに、当該工事の各段階における技術的事項の実施状況について調査を行った。

技術調査の結果、施工計画書等において一部に注意事項等があるが、総括的には概ね良好と判断された。

なお、特に注意すべき個々の事項については、以下の各項目に示すとおりである。

4. 書類調査における所見

1) 計画について

- ・令和5年6月1日～3日にかけて本州付近に停滞した梅雨前線の活動が活発になり、鳥羽市内においても線状降水帯の影響による豪雨が発生し、工事箇所近隣の岩倉観測所において24時間雨量407mmを記録した。この豪雨により、市道南登り線沿いを流れる二級河川加茂川の水位や流速が増加したことに伴い、既設石積護岸(道路兼用護岸)が側方浸食され崩落した。
- ・被災した市道南登り線は、地域住民の生活道路として利用されており、緊急車両の利用にも支障となっていることから早期の復旧が期待された。市は災害復旧事業として国に対して工事費の補助を申請し、令和5年8月24日～25日の災害査定により事業採択され復旧工事の実施に至った。
- ・災害発生から災害査定による事業採択までの概略作業内容の時系列は、下記のとおりであった。
 - 被災後約7日以内 : 現地概略調査、災害速報を三重県に提出 (6/8)
 - 被災後約8～30日 : 現地伐開・測量・図面作成
 - 被災後約31～60日 : 査定設計書作成、三重県より国に国庫負担申請 (8/2)
 - 被災後約61日～査定前日 : 災害査定資料・機材等準備
- ・関係機関との事前協議については、二級河川加茂川の河川管理者である三重県と、復旧工法、工事中の仮締切等の施工方法などについて協議を行った。
- ・地元住民に対する説明は、町内会長に通行止めの了承を得たとのことであった。

「所見」

今回の豪雨により、鳥羽市内で6ヶ所の豪雨災害等が発生した。災害査定による事業採択までの膨大な作業を、建設課職員4名で約3カ月間の短期間でなされたとのことであり、迅速な事務処理については大変適切な対応であったと評価する。また、三重県との協議も適切に行われており良好であった。

2) 設計について

- ・設計業務は直営で行い、災害復旧工事に使用される一般社団法人 全日本建設技術協会発行(令和5年版)の災害手帳の「盛土のり面におけるのり面保護工選定のフロー」、および「ブロック積擁壁の適用範囲及び設計方法の擁壁」に基づいた経験的手法（フローチャート等）より決定しており、適切であった。
- ・工事期間の算定は、積算基準書の標準工期に基づいて工期設定している。議会の補正予算の措置も考慮して、災害査定後の最短の日程で工事発注手続きを行っており、適切であった。
- ・仮締切の大型土のうに使用する土砂については、購入土ではなく鳥羽市清掃センターに仮置きされている土砂を流用し、コスト削減に努めたとのことであり、適切であった。
- ・搬入路が狭く、大型の重機やダンプが侵入できないため、小型のものを使用している。

「所見」

設計業務については、災害復旧工事の手順に従って業務を行っており適切であった。

3) 積算について

- ・積算業務は、三重県制定の積算基準（共通編、道路篇）に基づいた積算ソフトにより施工パッケージ型による単価表を用いて積算を行っており、適切であった。
- ・積算に用いた単価は、三重県制定の設計単価、物価資料および見積単価を使用して積算している。
コンクリート積ブロック、ガードレール基礎、廃プラ処分費については3社以上から見積徴収し、災害復旧工事につき最低値を採用しており、適切であった。
- ・設計書の作成手順及びチェック体制については、建設課建設係内において検算・確認しており、適切であった。

「所見」

積算業務については、三重県制定の積算基準、設計単価を用いて業務を行っており、適切であった。

4) 入札・契約について

- ・鳥羽市の規定に基づき、条件付き一般競争入札にして入札を実施している。
入札参加の条件としては、地域要件としての市内業者、および経営審査事項の総合評価点による格付けの土木工事の登録業者であった。
- ・予定価格は、入札公告時の事前公表がされている。
最低制限価格は、「鳥羽市建設工事等最低制限価格取扱要領」に基づいて事後公表としている。
- ・入札結果は、複数業者が最低制限価格の同札となっており、くじ引きにより落札業者が決定されている。予定価格が事前公表されることにより、公表されている経費率が決まっている計算式により最低制限価格を算出して応札している様である。
- ・入札時には、各社積算内訳書を持参し、落札者より積算内訳書の提出を求めている。

「所見」

入札・契約に関する事項については、鳥羽市の規定に基づいて実施されている。

5) 特記仕様書について

- ・国が定める「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき災害復旧工事に用いる護岸コンクリートブロックの明度が定められており、本特記仕様書においても明度 6 以下と規定されている。

明度証明書を確認したところ平均明度 5.5 であり、適切であった。

「所見」

特記仕様書については、特に問題となる事項はなかった。

6) 施工管理について

- ・契約書第 18 号条件変更等による、受注者の施工前の設計図書の照査確認については、打合せ簿にて協議書が提出されており適切であった。
- ・工事履行報告書についても、前月末に締切報告書が提出されている。
湧水への対策に手間取っていたが、ポンプの増強や締切方法を工夫するなどした結果、工程に大きな遅れは生じていないとのことであった。
- ・品質管理関係の資料は、現在整理中とのことであった。

「所見」

施工管理については、特に問題となる事項はなかった。

7) 施工計画書について

【注意】

- ・施工計画書は、三重県の共通仕様書に準じて作成されているが、計画書にページ番号がない。落丁等のチェック、また計画書の審査時においても番号打ちは必要と思われるので、ページ番号の確認に注意して頂きたい。

【注意】

- ・施工計画書の審査については、担当者のみで施工計画書の審査を行っている様であるが、今後は担当者とその上司の 2 名と受注者の現場代理人との対面、口頭での施工計画書の説明会による審査を行なって頂きたい。これにより、発注者と受注者との情報共有が確保でき、また発注者部局内の上司から担当者への施工技術の伝承が可能となるので施工計画説明会の開催を要望する。
- ・安全衛生管理体制は、常時 10 人未満の小規模現場であるが、施工者が自主的に統括安全衛生責任者を配置しているとのことであった。

「所見」

施工計画書の審査については、担当者とその上司の 2 名と受注者の現場代理人との対面、口頭での説明会を行うことにより受注者との情報共有が計られ、また発注者部局内の上司から担当者への施工技術の伝承につながっていく。

8) 監理監督について

- ・段階確認検査については、予定表・通知表等の提出を工事打合せ簿を活用して行っており、適切であった。
- ・施工プロセスチェックリストの活用状況を確認したが、三重県と同様に工事着手前、着手後1回確認しており適切に活用されている。

9) 設計変更について

- ・設計変更については、大型土のうによる仮締切を行っているが、基礎工の掘削時に川床下の砂礫層よりの湧水対策として長さ約44m・口径φ600mmのコルゲートパイプによる掛樋を実施しており、設計変更の予定とのことであった。

5. 現場調査における所見

書類調査の終了後、監査委員に同行して現場調査を実施した。本調査時点における出来高は、計画出来高40%に対して実施進捗率20%の出来高であった。

1) 現場施工について

- ・現場の施工状況は、大型土のうによる仮締切、川床下よりの湧水対策としてコルゲートパイプによる掛樋、及び水中ポンプによる水替工の作業後、コンクリートブロック積工の基礎工掘削、基礎ブロック工の据付作業中の段階であった。

2) 安全管理状況について

- ・建設業法で規定されている建設業の許可票・労災保険関係成立票等については現場内に掲示されており適切であった。

・現場の掲示板



・工事看板 通行止



・コルゲートパイプによる掛樋



・コンクリートブロック積基礎工



6. 総合的な所見

書類調査、現場調査の結果として、計画、設計、積算、入札・契約、特記仕様書、施工管理等については適切に実施されていたが、施工計画書、監理監督関係の下記の項目について検討のうえ業務の質的向上に努められたい。

- ・災害発生から災害査定までの事務手続きについては、少人数の職員で多くの業務を迅速に、かつ適切に行われており良好であった。何時発生するか予見ができない災害に対する備えとして、今回の災害査定申請手続きを部局内で共有しておくことが大切である。
- ・施工計画書の審査について、受注者との対面・口頭による審査方法により受注者との情報共有を事前に計っておくことにより、監理監督業務の円滑化が図れるとともに、発注部局内の職員間の技術の伝承に繋げて頂きたい。
- ・施工パッケージ型の単価表により積算がなされているが、主要な工種については単価表の至るまでの施工歩掛の内容を把握しておくことが大切である。それにより工事進捗の遅延等に対して、受注者よりの工事履行報告に対する的確な指示が可能となる。

以上